

紹介予定派遣個別契約書

***株式会社（紹介予定派遣先、以下「甲」という）と株式会社レップワン（紹介予定派遣元、以下「乙」という）は、2016年*月*日付で両者の間で締結された労働者派遣基本契約（以下「基本契約」という）に基づき、次の就業条件のもとに職業紹介予定労働者派遣（以下、「紹介予定派遣」という）を行う。

■紹介予定派遣先

1. 名称	***株式会社（甲）		
2. 所在地	〒		
3. 派遣先責任者	部署 役職 / 氏名		
4. 指揮命令者	部署 役職 / 氏名	TEL :	
5. 苦情担当者	部署 役職 / 氏名	TEL :	
6. 苦情処理方法、連携体制等	<p>1. 甲の苦情担当者は、苦情の申出を受けた場合、速やかに派遣先責任者に、当該苦情の内容を連絡するものとする。甲は、派遣先責任者および自己の苦情担当者に、当該苦情の適切かつ迅速な処理を行わせるものとし、その結果を乙および丙に通知するものとする。</p> <p>2. 乙の苦情担当者は、苦情の申出を受けた場合、速やかに派遣元責任者に、当該苦情の内容を連絡するものとする。乙は、派遣元責任者および自己の苦情担当者に、当該苦情の適切かつ迅速な処理を行わせるものとし、その結果を甲および丙に通知するものとする。</p> <p>3. 甲および乙は、単独では解決が難しいと判断する苦情に関しては、速やかに相手方に通知し、相互に協力のうえ、当該苦情の適切な処理を行うものとする。</p>		

■紹介予定派遣条件

1. 業務内容	IT インフラシステムの構築業務支援（政令第4条第1項1号業務） 注）本件業務がいわゆる26業種に該当する場合、政令番号を記載する		
2. 紹介予定派遣期間	2016年7月1日～2016年9月30日 紹介予定派遣期間の最長日：		
3. 就業場所	派遣先の所在地（異なる場合は明記する）		
4. 就業日/休日	丙の出勤は甲の年間営業日カレンダーに準じる。		
5. 就業時間	09:00～18:00	休憩	12時～13時（時間外は所定の休憩時間）
6. 時間外労働	5.に定める就業時間のほか、派遣元の36協定に基づき、時間外有りの場合は、1日15時間、1ヶ月45時間、1年360時間以内とし、休日労働ありの場合は1ヶ月につき4日以内とする。但し、特別延長時間は、1ヶ月80時間とし、適用は年間6回までとする。		
7. 安全衛生	労働安全衛生法およびその他関連法規の基準による。		
8. 派遣料	<ul style="list-style-type: none"> ・月額**万円（基準時間140時間～180時間） ・140時間に満たない場合**円を減算 ・180時間を超過した場合**円を加算 ・派遣従業員が業務に関連して出張を行った場合は、旅費および宿泊費は実費精算 		
9. 支払方法	（振り込み）月末締翌月末日払 三井住友銀行 **支店 普通預金 ***** 口座名義 株式会社レップワン		

10. 雇用安定	<p>1. 甲は、本契約の存続期間中といえども 30 日前までに（本契約期間が 30 日に満たない場合は速やかに）書面で乙に通知することにより、いつでも本契約を解除することができる。ただし、専ら甲に起因する事由により本契約の解除を行おうとする場合はこの限りではない。なお、本項の規定は、基本契約第 2 5 条または第 2 6 条に基づく甲の解除権の行使を何ら妨げるものではない。</p> <p>2. 甲は、甲の責に帰すべき事由により、本契約存続期間中に本契約の解除を行おうとする場合、当該丙の新たな就業機会の確保を図るものとし、それができない場合、本契約の解除に伴い乙が当該丙を休業させること等を余儀なくされることにより生ずる費用の負担その他当該丙の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。なお、甲乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲および乙は、それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。</p> <p>3. 甲は、前二項に基づき本契約を解除する場合であって乙から請求があったときは、解除の理由を明らかにするものとする。</p>
11. 紹介予定派遣	<p>1. 紹介予定派遣は、就業開始前または開始後における職業紹介によって、紹介予定派遣就業の終了直後に甲に直接雇用されることを目的とする。なお、紹介予定派遣開始後に、甲及び丙は職業紹介を希望しない自由を有する。</p> <p>2. 求人・求職の意思確認等の時期および内容 時期： 内容：</p> <p>3. 乙は、甲及び丙の意思を確認して、甲の定める求人条件を丙に明示して職業紹介を行う。</p> <p>4. 甲は、乙が紹介予定派遣する丙について事前に履歴書、経歴書等の提出を求め、丙を面接し試験する等して特定することができる。この場合には甲は原則として乙より職業紹介を受けて丙を雇用するよう努める。</p> <p>5. 甲は、丙を直接雇用した場合には、期間の定めのない正社員の雇用とする。</p> <p>6. 甲は、乙から紹介を受けた丙について紹介予定派遣期間中に採用内定することができる。</p> <p>7. 甲は、丙の直接雇用については試用期間を適用しない。</p> <p>8. 甲は、丙を直接雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、紹介予定派遣期間を勤務期間に算入する。</p> <p>9. 甲は、丙を直接雇用しなかった場合は、理由を、書面の交付、ファクシミリによる送信、または電子メールの送信の方法により、乙に対し明示する</p>
職業紹介（直接雇用） の際の手数料	
12. その他	丙は、就業場所における甲の社員用食堂、更衣室、売店、洗面所、喫茶室を利用することができる。
13. 紹介予定派遣人員	1 名

■紹介予定派遣元

1. 名称	株式会社レップワン（乙）	
2. 所在地	〒541-0053 大阪市中央区本町 1-1-3 本町橋西ビル 9階	
3. 派遣元責任者 (紹介責任者)	部署	ネットワークエンジニアリング事業部
	氏名/役職	福田 兼児 代表取締役 TEL 06-6263-8082
4. 苦情担当者	部署	ネットワークエンジニアリング事業部
	氏名/役職	福田 兼児 代表取締役 TEL 06-6263-8082
	苦情処理方法・連携体制については、「派遣先 6. 苦情処理方法・連携体制等」に従う。	
5. 許可 / 届出	一般労働者派遣事業許可番号 般 27-301049 (許可日) 平成 19 年 7 月 1 日 有料職業紹介事業許可 27-ユ-300632 (許可日) 平成 19 年 7 月 1 日	

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲および乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：大阪市中央区本町 1-1-3 本町橋西ビル 9 階

株式会社レップワン

代表取締役

福田 兼児